

埼玉県市町村職員実務研修要綱

(昭和43年4月1日決裁)

(令和7年3月28日最終改正)

第1 目的

この要綱は、地方公務員法第39条の規定に基づき、市町村が研修のため県に職員を派遣すること（以下、「職員の実務研修」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 職員の実務研修の受入基準

職員の実務研修を実施する場合、県の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市町村職員が、県の様々な行政分野の実務を通じて、事務又は技術の習得に資する場合
- (2) 市町村職員が、権限移譲等の地方分権の推進に資する分野に従事する場合
- (3) その他県と市町村が協議して、研修の必要性を認めた場合

第3 研修職員の資格基準

この要綱に基づいて市町村が研修のため県に派遣する職員（以下「研修職員」という。）は、次の資格基準に該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 研修の成果を市町村行政に反映できる能力と資質を有する者
- (3) 当該勤務地への通勤に支障のない者

第4 研修職員の依頼

市町村長は、研修職員を派遣しようとするときは、研修職員依頼書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

第5 研修職員の決定

- 1 知事は、第4の規定により研修職員依頼書の提出があったときは、これを審査し、研修職員として受入れするかどうかを決定する。
- 2 知事は、前項の規定に基づき研修職員として受入れの決定をしたときは、速やかに研修職員受入決定通知書（様式第2号）に研修職員の取扱いに関する協約書（様式第3号。以下「協約書」という。）2通を添えて、当該市町村長に通知するものとする。

第6 協約の締結

- 1 第5第2項の通知を受けた市町村長は、速やかに協約書に必要事項を記入し、記名押印の上、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の協約書に記名押印の上、1通を当該市町村長に交付する。

第7 研修の期間

研修の期間は、原則として、2年以内において、県及び当該市町村が協議して定める。

第8 研修の方法

研修の方法は、当該研修職員をその習得することを必要とする専門的知識及び技術に応じて県の課（所）に配置し、当該課（所）における事務処理を通じて行うものとする。

第9 研修職員の身分取扱い等

研修職員は、研修期間中県職員の身分を併せ有するものとする。ただし、職は当該市町村で任用されている職と同等以下とする。

第 10 給与等の負担

- 1 研修職員の給料及び手当（在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当及び休日勤務手当を除く。）については、当該市町村の関係規程を適用し、当該市町村が負担する。
- 2 研修職員が、県の命令に基づき、在宅勤務等、特殊な勤務又は宿日直勤務をした場合における在宅勤務等手当、特殊勤務手当及び宿日直手当については、県の関係規程を適用し、県が負担する。
- 3 研修職員が、県の命令に基づき、時間外勤務又は休日勤務をした場合における時間外勤務手当及び休日勤務手当については、当該市町村の関係規程を適用し、県が負担する。
- 4 研修職員が、県の命令に基づき旅行をした場合における旅費については、県の関係規程を適用し、県が負担する。

第 11 勤務条件

研修職員の勤務時間その他の勤務条件については、県の関係規程を適用する。

第 12 分限及び懲戒

- 1 研修職員の分限については、当該市町村の関係規程を適用する。
- 2 研修職員の懲戒については、県の職務に関して義務違反等のあった場合は、県の関係規程を適用する。
- 3 研修職員を関係規程に基づき分限又は懲戒処分をしようとするときは、その都度、県及び当該市町村で協議するものとする。

第 13 服務

研修職員の服務については、県の関係規程を適用する。

第 14 福利厚生

研修職員の福利厚生については、県の職員に準じて扱うものとする。

第 15 共済組合

研修職員は、当該市町村が加入している共済組合の組合員とし、各給付事務は、当該市町村の取扱いとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、知事と当該市町村長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前から引き続き県へ派遣される研修職員に対しては、改正後の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前から引き続き県へ派遣される研修職員に対しては、改正後の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前から引き続き県へ派遣される研修職員に対しては、改正後の要綱を適用する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

〇〇市（町村）長

研修職員依頼書

埼玉県市町村職員実務研修要綱に基づき、本市（町村）職員を下記のとおり、研修職員として受け入れられるよう依頼します。

記

1 職 ・ 氏 名 (生年月日)	職名 氏名 (年 月 日)
2 住 所 (通勤方法)	()
3 最終学歴	年 月 修了 卒業 卒業見込み
4 給料月額及び 次期昇給月	円(級 号給) 年 月
5 職務経歴	年 月～ 年 月 課 係 年 月～ 年 月 課 係
6 実務研修を希望する 課（所）及び事務	第 1 希望 課 担当 第 2 希望 課 担当
7 研修希望期間	年 月 日～ 年 月 日
8 派遣理由	
9 地域手当	
10 管理職手当支給の有無	
11 その他参考事項	

添付書類 履歴書及び勤務経歴書（写し） 3 通
(企画財政部市町村課への派遣を希望する場合は、各 2 通)

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

〇〇市（町村）長 様

埼玉県知事 印

研修職員受入決定通知書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった研修職員について、下記のとおり
受入を決定したので通知します。

ついては、別添の協約書（2 通）に必要事項を記入し、記名押印の上、 年 月
日までに企画財政部市町村課あて 1 通を提出してください。

記

- 1 研修職員の職・氏名
- 2 研修職員の勤務課（所）及び事務内容
- 3 研修期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 その他

(様式第 3 号)

研修職員の取扱いに関する協約書

埼玉縣市町村職員実務研修要綱に基づき、〇〇市（町村）から埼玉県へ研修のため派遣する職員（以下「研修職員」という。）の取扱いに関し、埼玉県知事（以下「甲」という。）と〇〇市（町村）長（以下「乙」という。）との間に、次の事項を協約する。

1 職員の研修

甲は、乙の依頼に基づき、〇〇市（町村）の職員を埼玉県に研修職員として受け入れる。

2 研修期間

研修期間は、〇〇市（町村）の職員が研修のため派遣を命ぜられた日から帰任を命ぜられた日までとする。

3 身 分

（１）甲は、研修職員について、乙の研修派遣命令の日をもって、当該職員が〇〇市（町村）において保有する身分と同等の身分と認める無給の職員に採用の発令をし、乙の帰任発令の日をもって解任の発令をするものとする。

（２）研修職員が、地方公務員法第 16 条各号に定める欠格条項に該当するに至ったときは、甲、乙協議の上、それぞれ措置するものとする。

4 給 与

（１）研修職員の給料及び手当（在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当及び休日勤務手当を除く。）については、〇〇市（町村）の関係規程を適用し、〇〇市（町村）が支給するものとする。

（２）研修職員が、県の命令に基づき、在宅勤務等、特殊な勤務及び宿日直勤務をした場合におけるこれらの手当については、県の関係規程を適用し、県が負担するものとする。

（３）研修職員が、県の命令に基づき、時間外に勤務、休日勤務をした場合におけるこれらの手当については、〇〇市（町村）の関係規程を適用し、県が負担するものとする。

5 昇給及び昇格

（１）研修職員の昇給又は昇格については、〇〇市（町村）の関係規程を適用し、甲、乙協議の上、〇〇市（町村）が行うものとする。

（２）埼玉県は、研修職員の昇任又は昇格があったときは、これに照応する昇給又は昇格を行うものとする。

6 旅 費

研修職員の研修期間中における埼玉県の命令に基づく旅行に要する経費については、埼玉県の関係規程を適用し、埼玉県が支給するものとする。

7 勤務条件

研修職員の勤務時間その他の勤務条件については、埼玉県の関係規程を適用するものとする。

8 分限及び懲戒

研修職員の分限及び懲戒については、甲及び乙が、その都度、協議して行うものとする。

9 服 務

研修職員の服務については、埼玉県の関係規程を適用し、地方公務員法第35条に定める職務に専念する義務の免除及び同法第38条に定める営利企業等に従事する場合の許可は、甲が行うものとする。

この場合において、甲は、この免除又は許可をしようとするときは、乙と協議しなければならないものとする。

10 福利・厚生

研修職員の保健及びレクリエーション等福利厚生については、埼玉県の職員に準じて扱うものとする。

11 共済組合

(1) 研修職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員とする。

(2) 研修職員に係る共済組合費地方公共団体の負担金は〇〇市（町村）の負担とする。

12 通 知

(1) 甲は、研修職員の四半期分の勤務状況を別に定めるところにより、乙に通知するものとする。

(2) 甲は、研修職員について乙に通知する必要がある事項については、その都度、乙に通知するものとする。

(3) 乙は、研修職員について甲に通知する必要がある事項については、その都度、通知するものとする。

13 その他

この協約書に定めるもののほか、職員の研修について必要な事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、当事者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

甲 埼玉県知事

乙 〇〇市（町村）長